〇環境省令第三十号

水質汚濁防止法 (昭和四十五年法律第百三十八号) 第三条第一項、 第十四条の三第一項及び第二十七条の

規定に基づき、 水質汚濁防止法施行規則等の一 部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十一月四日

環境大臣 望月 義夫

水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令

(水質汚濁防止法施行規則の一部改正)

第 条 水質汚濁防止法施行規則 (昭和四十六年) 通商産業省や第二号)の一部を次のように改正する。総理府

別表第二の カドミウム及びその化合物の項中 「○・○一ミリグラム」を「○・○○三ミリグラム」 に改

める。

(排水基準を定める省令の一部改正)

第二条 排水基準を定める省令 (昭和四十六年総理府令第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一のカドミウム及びその化合物の項中「○・一ミリグラム」を「○・○三ミリグラム」に改め

る。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十六年十二月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 附則別表 の上欄に掲げる有害物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する特定事 業場 (水質

汚濁防-止法 (以下「法」という。) 第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下同じ。) から公共用

水域に排出される水(以下「排出水」という。) の法第三条第一項に規定する排水基準 (以下単に 「排水

基準」 という。) は、 この省令の施行 の日から三年間 (金属鉱業及び溶融 めっ き業 (溶融 亜 鉛めっきを行

うもの に限る。 に属する特定事業場 Œ あ 0 ては、二年間) は、 この省令による改正 後 の排 水基準 -を定め

る省令 (以 下 「改正後の省令」という。) 第一 条の規定にか かわらず、 それぞれ同表 0 下欄 に掲げるとお

りとする。

2

前 項の規定の適用については、 当該特定事業場に係る汚水等を処理する事業場については、 当該特定事

業場の属する業種に属するものとみなす。

3 第 項に規定する排水基準 は、 改正後の省令第二条の環境大臣が定める方法により検定した場合におけ

る検出値によるものとする。

第三条 こ の 省 令 \mathcal{O} 施 行 の際 現に設置されている法第二条第二項 の特定施設 (設 置 \mathcal{O} 工事が、 なされ 7 1 る施

設 を含む。 を設 置する特定事 業場 \mathcal{O} 排 出水 \mathcal{O} カドミウム及びその 化合物 に 0 **,** \ て \mathcal{O} 排 水 基 準 は、 \mathcal{O} 省

令の施行の日から六月間 (当該 |施設が 水質汚濁 防 止 法施行令 (昭 和四十六年政令第 百 八十八号) 別 表 第三

に 掲 だける施設である場合にあっては、 年間) は、 改正後の省令第一条及び前条の規定にか かわらず、 な

お従前の例による。

第四 条 こ の 省令 \mathcal{O} 施行 前にし た行為及び前条においてなお従前 の例によることとされる場合におけるこの

省令の 施 行後に した行為に対する罰則の適 用に つい ては、 なお従前の例による。

附則別表

カドミウム及びその化合物	有害物質の種類
金属鉱業	業種
〇· 〇八	許容限度

(単位 一リットルにつき	非鉄金属第一次製錬・精製業(亜鉛に係るものに限る。) ○・○九
ミリグラム)	非鉄金属第二次製錬・精製業(亜鉛に係るものに限る。)
	溶融めっき業(溶融亜鉛めっきを行うものに限る。)
備考	
中欄に掲げる業種に属す	掲げる業種に属する特定事業場が同時に他の業種に属する場合において、改正後の省令別表
第一又はこの表により当該	又はこの表により当該業種につき異なる許容限度が定められているときは、当該特定事業場に係
る排出水については、それ	それらの許容限度のうち、最大のものを適用する。